

議会承認得ず補償／湯浅町  
2009年12月03日

■水道管配管ミス／2世帯に1570万円

湯浅町で昨年5月に発覚した、上水道にため池の水を給水していた問題で、町が議会の承認を得ないまま2世帯9人に計約1570万円の補償金を支払っていたことがわかった。町監査委員が、支出は違法だとして今年7月、上山章善町長に対し一部を返還するよう勧告。上山町長が勧告に従わないため、住民の男性（69）が勧告の実行を求めて町を訴える事態となっている。

2007年秋、町が委託した業者が新築住宅2棟の配管工事をした際、ため池の水が流れる防火用水の管を誤って水道管とつないだ。08年春に入居した住民から「水がにおう」などの苦情を受けて調べたところ配管ミスが判明した。町は08年11月までに補償金約1570万円を支払い、これまでに保険会社から約1千万円が町に支払われている。

町の条例では、町が水道工事に関連した賠償金を支払う場合、50万円以上は議会の議決が必要と定めている。町議会事務局によると、今回の補償金を支払う際、町からは報告があったのみで、議決が必要なことに議会側も気づかなかったという。今年5月に町議から「議決が必要ではないか」との指摘を受け、町は臨時議会に支出の承認を求める議案を出したが、議会は「保険金で補償金を全額まかなえるようにすべきだ」として否決している。

その後、補償金の支払いは違法だとして男性が住民監査請求をし、町監査委員は7月、町負担分を返還するよう上山町長に勧告した。上山町長は「保険金の増額を交渉中であり、しばらく時間がほしい」として従っていない。

男性は、町長を監査委員の勧告に従わせるべきだとして、町を相手取って提訴。第1回口頭弁論が1日に和歌山地裁（大西嘉彦裁判長）であった。町側は、勧告はずさんで従う必要がない、などと主張している。（森本未紀）

(URL)

[http://mytown.asahi.com/wakayama/news.php?k\\_id=31000000912030003](http://mytown.asahi.com/wakayama/news.php?k_id=31000000912030003)